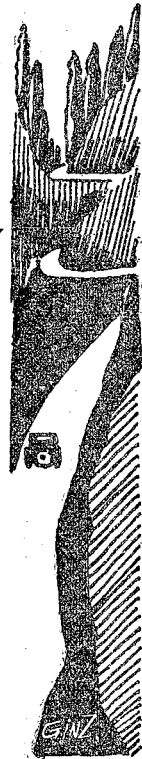


批評と紹介



損害賠償請求事件に勝訴して (一)

i . i 生

單に損害賠償請求事件と云つても色々あるが茲に所謂事件は我々土木行政に携はるものが直接關係する道路工事に依り他人に損害を及ぼしたるにより提起せられたるものであつて民法第七一五條所定の所謂被用者が第三者に對して加へたる損害賠償請求事件である。

處で此の事件の内容を概括的に云ふと本縣に於て昭和六年度より施行せられたる失業救済事業に人夫(棒頭)として従事其他の人夫の操縦せるトロ車と衝突し爲に負傷し損

害を受け而して衝突の原因はトロ發車係の不注意によるものであると云ふのであつた。然し原告の主張は幸か不幸か裁判所の採用するところとならず被告に勝訴の判決があつた。由來土木行政には權利を巡ぐつて係争事件が多いが主として行政訴訟若しくは訴願が多く此の種の事件は少い様に見けられる。然し近來社會問題殊に使ふ者、使はれる者の間に於て其紛争を極むる折柄幾分なりとも土木行政關係者に参考に成り得るならばと思ひ恥て執筆した次第であ

る。

然し筆者は始より本事件を擔任したのではなく第一回よりの準備手續開始より主として参畫したのであるから従つて他の點に付ては多少不本意な點がないでもない。

訴の提起

本訴の提起は工事終了後約半年の後管轄裁判所たる浦和
地方裁判所に次の様な事由でされた。

訴状

東京市荏原區中延町何番地

原告 氏名

同市目黒區上目黒二丁目何番地

右訴訟代理人辯護士

何 某

被告 埼玉縣

右代表者 福島 繁三

損害賠償請求訴訟事件

訴訟價格 金二千百七十九圓

貼用印紙額金二十五圓

請求ノ趣旨

被告ハ原告ニ對シ金二千百七十九圓也及之ニ對スル訴狀送達ノ翌日ヨリ支拂濟ニ至ル迄年五分ノ割合ニ依ル損害金ヲ支拂フヘシ

訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

トノ御判決ヲ求ム

請求ノ原因

一、原告ハ昭和六年十一月十六日被告ニ被告直營ニ係ル東京府池袋ヨリ埼玉縣浦和ニ通スル失業業者救濟事業タル道路改修工事ニ従事スル爲目給金壹圓也ニテ工事現場世話役トシテ採用セラレタリ。

二、而シテ原告ハ右工事ノ埼玉縣北足立郡膝折村字膝折ニ於テ工事世話役トシテ従事セシ處昭和六年十二月十日午前拾時三十分頃同工事ノ爲被告ニ於テ採用シ工事ニ従事セル他ノ人夫ノ不注意ニ依リ其ノ操縦セル運搬用土呂車ノ爲後部ヨリ追突サレ其ノ下敷トナリ爲ニ右脛骨端不全骨折左肩

胛骨打撲骨盤骨折等ヲ折骨負傷シ直ニ被告ノ一切ノ費用及看護ヲ以テ埼玉縣北足立郡膝折共立病院志木町三上醫院東京神田區駿河臺名倉堂分院ニ入院加療シ昭和七年五月末日退院シタルモ未タ手及足ノ關接不完全ニシテ全然勞務ニ服スル事能ハス歩行モ松葉杖ニテ爲ス程度ノ不具者トナリタリ。

三、原告ハ右ノ如ク被告ノ事業ノ爲使用セル用人ノ不法行爲ニ依リ歩行及勞務ニ服スル能ハサル不具者トナリタル爲昭和六年十二月十日當時ノ五十二歲（明治十三年生）ヨリ死亡スルニ至ル迄ノ將來得ヘカリシ利得ニ付損害ヲ蒙リタリ。（中略）因テ一日二圓ノ收入トシ餘命年數ヲ十六年六月トシ「ホフマン式計算法」ニ依リ計算スル時ハ所得金二千四百九十四圓四十錢トナリ原告ハ將來得ヘカリシ損害トシテ右金額ノ損失ヲ蒙リタリ。而シテ原告ハ疾病中ノ手當トシテ被告ヨリ昭和七年一月二十圓同年二月二十八圓同年三月十九圓災害扶助料トシテ同年九月二百十八圓四十錢合計三百十五圓四十錢ヲ支給サレタルヲ以テ之ヲ右金額ヨリ

差引キ金二千百七十九圓也ノ損害ヲ蒙リタリ。右ノ次第ニ付民法第七百十五條ニ依ル支拂ヲ求ムル爲本訴請求ニ及ヒタリ

と云ふに在リ。

之れに對する答辯書ノ要旨は、

一定ノ申立トシテハ原告ノ請求相立タス。訴訟費用ハ原告

ノ負擔トストノ判決ヲ求メ事實理由トシテハ、

原告ハ本件訴訟ノ當事者ヲ公共團體タル埼玉縣ヲ被告トシテ提起シタルモ府縣道ノ改良工事ハ國ノ行政機關タル府縣知事之ヲ施行シ公共團體タル府縣ハ管之レカ費用ヲ法律ノ規定ニ據リ支出スル義務アルニ過キササルヲ以テ假ニ損害賠償ノ義務アリトスルモ埼玉縣知事ヲ被告トスヘキ筋合ナルニ拘ラス公共團體タル埼玉縣ヲ當事者ト爲シタルハ失當タルヲ免レス。更ニ公共團體タル埼玉縣ヲ當事者ト爲スヲ相當トスル場合ニ於テモ右代表者ハ埼玉縣知事タラサルヘカラサルニ拘ラス福島繁三個人ヲ代表者ト爲シタルハ之亦失當タルヲ免レス。

二、今假ニ百歩ヲ讓リ前示當事者ヲ原告提起ノ訴狀ノ如ク相當ナリト假定スルモ原告ハ埼玉縣知事起業ニ係ル失業救濟事業ナル府縣道川越東京線道路改良直營工事ニ本縣北足立郡朝霞町長（膝折村長）ノ紹介ニヨリ就勞シタルモノナルカ昭和六年十二月十日午前拾時頃右工事ノ陸橋ノ橋壁コソクリート填充作業中不注意ニモ橋上ニ至リタル際上方ヨリ進行中ノ土運搬ノ土呂車ノ爲メ衝突負傷シタルモノナリ。該橋上ハ不絶土運搬トロ車通過シ且急勾配ノ箇所ニシテ甚タ危険ナルヲ以テ乙第一號證ノ如キ柵ヲ施設シトロ車ノ操縦ニ從事スル者ノ外ハ出入通行ヲ禁止シアルハ原告モ熟知ノ管ナルニ拘ラス不注意ニモ其ノ禁止シアル箇所ニ入リタル爲ニシテトロ車ノ操車ハ現場ニ監督員（土木工手補森田芳藏）アリ發車ノ間隔及軌道内ノ障礙物ノ有無等ヲ見届ケ一車毎ニ指揮ヲ爲シ發車ヲ爲サシメツ、アリ。又車輛ニ就テモブレーキノ良、不良ヲ毎朝作業開始前検査シ車輛ノ不完全ナルモノハ使用ヲ中止シアルヲ以テ少クトモ三米前ニ障礙物ノ存在スルヲ認メタル場合ハ其ノ進行ヲ停止ス

ルコトヲ得ルモノナルカ故ニ原告負傷ノ場合ハ監督員ニ於テ軌道ニ何等ノ障礙物ナキヲ認メ發車セシメタル後原告ハ突如橋上ニ現出シタル利那ニ衝突シタルモノニシテ操車人夫ノ不注意ニ因ルモノニ非ス。而モ原告カ橋上ニ現出シタル際モトロ車ハ當ニ上方ヨリ進行シ來タルコトヲ熟知セル管ナルニ拘ラス之ヲ逃避スルノ姿勢ヲモ示サ、リシハ全ク原告不注意ニ起因スルモノト謂ハサルヲ得ス。故ニ原告ノ請求ハ應諾シ難シ。而シテ原告ノ不注意ニ依ル負傷ト雖モ被告ハ乙第二號證ニ示スカ如ク療治料ヲ支給シ原告ノ寧ロ退院ノ希望アルモ在院加療ヲ換メ醫師ノコレ以上在院スルモ無益ナリト謂フヲ俟ツテ退院セシメタルモノニシテ原告ノ希望ニ依リ電氣治療ヲ爲シタルニ對シテモ其ノ療治費用ヲ支出シタリ。而シテ負傷ハ治愈シタルモ仍身體ニ障害ヲ存スルモノト認メ其ノ負傷原因カ原告ノ不注意ニ起因スルト雖モ直營工事ニ使用シタル人夫ナルヲ以テ勞働者災害扶助法施行前ニ發生シタル負傷ナルモ特ニ勞働者災害扶助法第二條及同法施行令第六條ニ準シ傷害扶助料金貳百十八圓

四十錢ヲ支給シ出來得ル限りノ慰藉ノ途ヲ講シタルヲ以テ原告ノ請求ハ何等理由ナシ。云々

之で大體當事者の主張は判明したが考へて見ると双方共に餘り感心しない様なやり口の様に見える。一體此の事件に適用さるべき民法第七一五條は如何なる條文であつて如何なる場合に適用さるべきものであらうか？

此の所謂七一五條は七〇九條と相關連するものであつて七一五條に依る損害賠償責任も其の根本は被用者に故意若しくは過失がなければ發生せず且又七一五條但書に依れば被用者に故意若しくは過失ありとするも使用者が被用者の選任及其の事業の監督に付相當の注意を爲したる時又は相當の注意を爲すも尙損害が生じたる様な時は賠償責任を免れるのである。であるから原被告共に力を茲に致すべきに拘らず兎角爲したる議論は的をはずれてゐるやうに見える。例へば原告の主張に依ると肝心の被用者の故意過失に就いては單に「他ノ人夫ノ不注意ニ依リ」と之だけしか書してない。ものと具體的に表示する方法はなかつたか？

被告の答辯書を見ても被用者の故意過失のない事及七一五條の但書に於ける選任及監督責任遂行の點を一目瞭然に強張してよくはないかと思ふ。抑々一體民法第七一五條が何の様な場合に適用されるか？大審院は判例を示して曰く、民法第七一五條ハ事業ノ執行ニ付被用者カ或程度ニ於テ使用者ノ意思ニ服従スヘキ場合ニ適用アルモノトス（昭和二、六、一五判決要旨）

右の様な次第で大體第七一五條の適用範圍が判る。

處で第一回準備手續には次の様な趣旨で答辯書を補足した。尙答辯書の一の事項即ち被告當事者を公共團體にすべきか行政廳にすべきかに就いては既に本誌に依つて紹介せられたる大審院判例に依り何れにしても宜いと云ふ様な譯であつたから其の點に付ては何等申述べなかつた。次に準備書面を掲げる。

第一號準備書面

原告 柴 田 豊

被告 埼玉縣知事廣瀬久忠

右當事者間ノ御廳昭和八年(ワ)第四二號損害賠償請求事
件ニ付訴訟準備スルコト左ノ如シ。

一、原告ハ被告ノ被用者ノ不注意ニ依リトロ車ト衝突シ負
傷セル旨主張スルモ被告ハ被用者ノ選任ニ付テハ充分ナル
注意ヲ以テ從來ノ經驗及本人ノ閱歷等ヲ考查ノ結果土木工
手補森田芳藏ハ本縣ニ就職以來二十三年ニ垂ントシ幾多ノ
直營工事ニ従事セルヲ以テ最モ適任ト認メ發車係ニ任セシ
モノナルヲ以テ被告ハ被用者ノ選任ニ付テハ何等ノ過失ア
ルコトナシ。

二、被告ハ其ノ事業ノ監督ニ付テハ本事業カ失業救濟事業
ナルカ故ニ特ニ充分注意シ土木技手榎本傳吉外八名ヲ現場
監督員トシテ工事現場ニ派遣シ工事ヲ監督セシメ其ノ他工
事ニ熟練セル人夫ヲ約三十名入夫願トシテ(原告モ其ノ一
人)人夫及工事ノ監督ヲ命シ土運搬用土呂車ニハブレーキ
ヲ設備シ毎朝始業前之カ検査ヲ爲シ三米突前ニ於テ必ス停
止シ得ル様設備シ本件事故惹起箇所ニハ柵ヲ施シ出入ヲ嚴
禁シトロ車發車箇所ニハ發車係ヲ置キ以テ遺憾ナキ様萬全

ヲ期シタイ、云々

又第二號準備書面ノ要旨は、

原告ハ作業用ガソリン機械ノ故障ハ軌道上ニ出テ見ルニ非
レハ検査出來得サル旨主張スレ共同所ヨリ該ガソリン機械
存在箇所迄ハ約二十米突ヲ離レ到底同軌道上ヨリハ同機械
ノ検査ハ爲シ得サルノミナラス同機械ハ特ニ運轉手付(須
田一郎)ニテ北足立郡志木町一、五九八番地關口松藏ヨリ
借上ケタルモノナレハ同機械ノ一切ノ責ハ運轉手タル須田
一郎個人ノ任スヘキモノニシテ原告ノ關與スヘキ限りニア
ラス。

原告ノ上昇セシ箇所ハ橋壁コンクリート形枠保全上ノ器具
アルノミニシテ何等ノ通路ナク同所ハ乙第一號證ニ示セル
如ク柵ヲ施シ絶對ニ交通ヲ禁止セル所ナルニ拘ラス而モ原
告ノ所管外ノ事項ニ關シ斯クノ如キ行爲ヲ敢テ爲シタルハ
原告ニ重大ナル過失アリト云フヘシ

(ハ)原告ハ原告カ軌道上ニ立チ居リ之カ見通シツクニ拘ラス
發車係タル森田芳藏ハ不注意ニモ之カ發車ヲ命シタル旨主

張スレ共抑發車係設置ノ理由タルヤ軌道上ニ於ケル事故防止ノ必要ヨリ設ケタルモノナルカ故ニ事故ノ發生ヲ豫知シツ、發車ヲ命シタリトノ原告ノ主張ハ被告ノ絕對ニ想像タニナシ得サルトコロニシテ原告ノ主張ハ不當ナリ(前略)原告ハトロ車ノ絶エス通行スルコトヲ熟知セル筈ナル箇所ニモ拘ラス橋壁コンクリート形粹保全ノ器具上ヨリ突如軌道ニ現出シタルヲ以テトロ車ト衝突ノ止ム無キニ至リタルコトハ原告ノ重大ナル過失ニ基因スルモノニシテ被告ノ被用者ニシテ發車係タル森田芳藏ニ何等ノ過失アルコトナシ。

二、イ)原告ハ工事現場ノ軌道ノ急勾配ナル爲絶對ニ途中ニテブレーキヲ掛ケルモ停止シ得サルカ故ニ被告カ特ニ發車係ヲ置ケルモノナル旨主張スレ共被告ハ昭和八年四月十五日付提出ニ係ル答辯書ニモ記載ノ通り毎朝始業前必ストロ車ノブレーキ及車體検査ヲナシ充分ナル注意ヲ以テ事業ノ監督ヲ爲シ居リタルモノニシテ發車箇所ヨリノトロ車ノ加速度的動力ニ付テハ途中ニテブレーキヲ掛ケタル際ハ必ス三米突前ニ於テ停止シ得ル様設備セルモノナリ而シテ被告

カ發車係ヲ設置シタル理由ハ何レノ工事タルヲ問ハス軌道ヲ使用スル工事ノ場合ハ通常設置スルモノニシテ一般的ニ軌道上ニ於ケル事故ヲ豫防センカ爲ニシテ特ニ本工事カ危険ナルカ爲ニ設置シタルモノニ非ス。

(ロ)被用者ノ選任ニ付テハ充分注意シ從來ノ經驗本人ノ體験等詳細調査ノ結果土木工手補森田芳藏ナルモノハ本縣土木課ニ就職以來二十三年ニ垂ントシ多年直營工事ニ從事シ幾多ノ體験アル者ナル爲最モ適任ナル者ト認メ特ニ發車係ニ任セシモノナルカ故ニ被告ノ被用者ノ選任ニ付テハ何等ノ過失アルコトナシ。

一寸茲で斷つて置く事は話しが前後したが之より先原告は準備書面を提出して訴狀を訂正した。今其の主なる點を記して見やう。

一、被告を埼玉縣知事としたること。

二、原告は被告に雇れ橋壁コンクリート作業に従事して居たが同所は土運搬の土呂車が通行して居り可成の急勾配の箇所發車地點より見透しの利く所である。

三、而して原告は右コンクリート作業中ガソリン機械の故障を來し之が故障は軌道に出で見るに非れば検査出來ず。

に停止し得ず。

六、發車係は性質強暴で亂暴に發車せしめた。故に事故を起した。

四、原告は軌道上に於てガソリン機械の検査を爲し居る際トロ車發車係森田芳藏は不注意にも原告が軌道上に居り之が見透し付くに拘らず被告の他の被用者大木牛五郎、金子久次郎、山下竹次等に發車を命じ前記三名が危険を感じつゝ發車せしめたる爲原告は三十尺の橋上に立ち居りたる爲如何共なす能はず衝突受傷したるものである。

五、同所は急勾配なる爲途中にてブレーキを掛けるも絶對

以上の如きもので此の間にまだ年齢に付いて疑問が出で或は本人では無いのでは無いかと云ふ譯で本籍地及以前勤務して居たと云ふ官廳へ紹介して勤務の經歷に付ては虚構である事が判つたが年齢に付ては不明だつた。

何故此の年齢を調査したかと云ふと是の原告には兄弟あり其の兄弟の名に於て訴を提起したのなら根本から本訴を覆す必算であつたからだ。

都市の苦惱と集中か分散か (一)

藤田宗光

都市の惱み

一、都市の人口集中

二、交通量の増増

三、都市の大きさと負擔額